



**改正されました!**

平成19年12月施行

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」

# 食品リサイクル法

**定期報告がスタート!**

平成20年度の状況を

**平成21年4月～6月**

に報告します。

※詳しくはP11・12をご覧ください。



農林水産省  
(財) 食品産業センター

# 食品循環資源の再生利用等を一層促進するため、食品リサイクル法が改正されました。

## 食品リサイクル法の基本理念

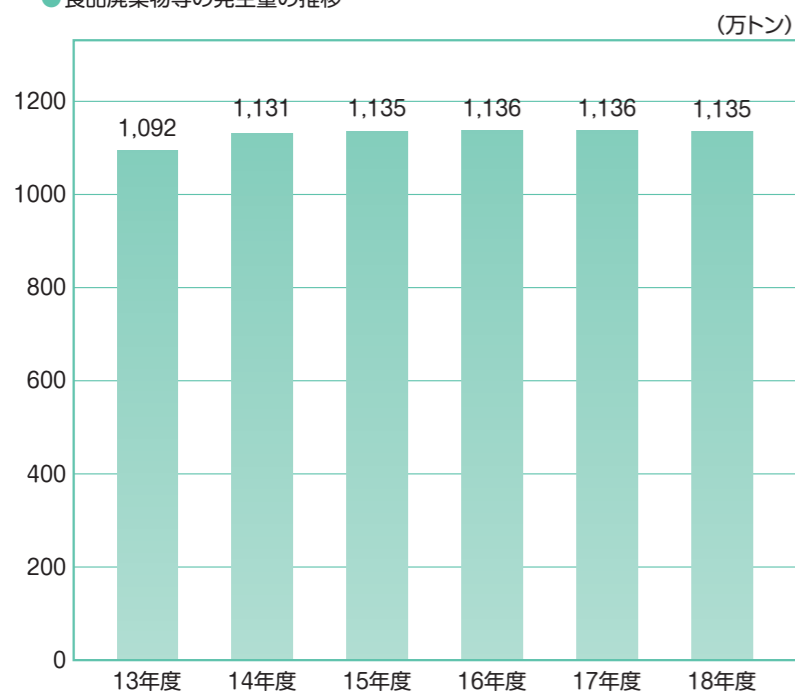
食品リサイクル法は、大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換が急がれる状況の中で、食品廃棄物等の排出の抑制と資源としての有効利用を推進するために平成12年に制定されました。

食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階で、食品廃棄物等に係わるものが、一体となって、まず食品廃棄物等の発生抑制に優先的に取り組み、次いで食品循環資源の再生利用および熱回収、ならびに食品廃棄物等の減量（これらを食品リサイクル法では**食品循環資源の再生利用等**といいます）に取り組むことで、環境負荷の少ない循環を基調とする循環型社会の構築をめざします。

## 食品廃棄物等の発生状況

食品産業における食品廃棄物等の発生量は、平成13年度の1,092万トンから平成18年度の1,135万トンまで微増傾向で推移しており、発生抑制が進んでいるとはいえません状況です。

●食品廃棄物等の発生量の推移



資料：「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算

## 法改正のポイント

ポイント  
**1**

再生利用に**炭化製品（燃料および還元剤）とエタノール**が追加されました。

詳細はP7

ポイント  
**4**

食品廃棄物等多量発生事業者に対して**定期報告義務**が設けられました。

詳細はP11-P14

ポイント  
**2**

再生利用等に「**熱回収**」が加わりました。

詳細はP8

ポイント  
**5**

フランチャイズチェーンは**一体的**に取扱われます。

詳細はP11-P12

ポイント  
**3**

事業者ごとに再生利用等の**実施率目標**が設定されました。

詳細はP9-P10

ポイント  
**6**

食品関連事業者の取組を円滑にするために**再生利用事業計画の認定制度**が見直されました。

詳細はP15-P17

改正のポイント  
チェックしとか  
なきやな

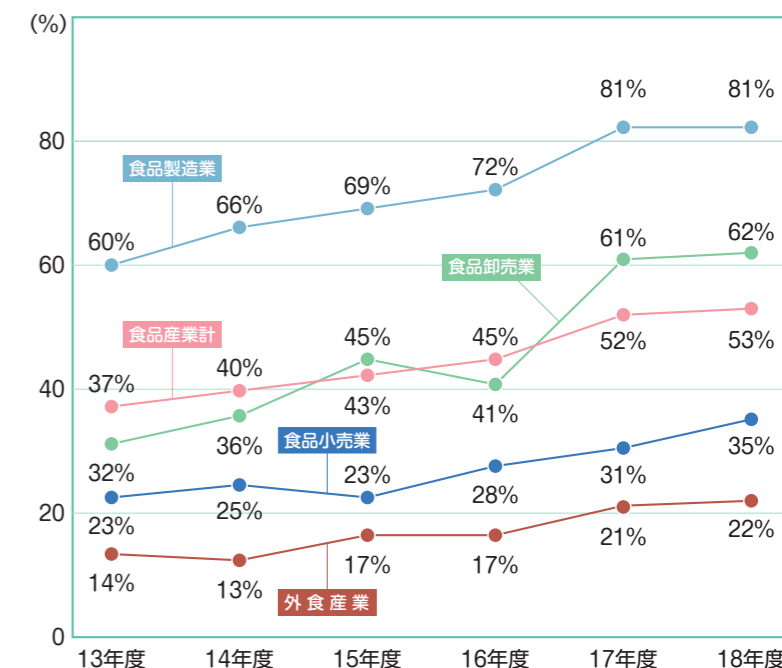
## 法改正の経緯

法律の施行から5年が経過し、食品廃棄物等の発生量が微増傾向で推移する中で、食品産業全体の再生利用等の実施率は着実に向上し、一定の成果が認められるものの、食品小売業や外食産業では、多種多様な食品廃棄物等が少量かつ分散して発生することなどから、依然として十分に再生利用等がなされていないことが明らかになりました。こうした状況を踏まえ、今回の法改正では、食品循環資源の再生利用等を一層促進するため、これら食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等への取組を円滑にする措置が講じられました。

## 食品循環資源の再生利用等の現状

食品循環資源の再生利用等実施率は、食品産業全体では平成13年度の37%から平成18年度の53%へ着実に向上しています。しかし、業種別に見ると食品製造業が高い実績を上げる一方、食品小売業や外食産業では、取組が進んでいるとはいえません状況にあります。

●食品循環資源の再生利用等実施率の推移



資料：「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算

# 食品リサイクル法では食品関連事業者が中心的な役割を担います。

## これらの方々が食品関連事業者になります



食品の製造・加工業者

主な業者

食品メーカーなど



食品の卸売・小売業者

主な業者

各種食品卸、スーパー、コンビニエンスストア、八百屋、百貨店等の食品の小売業など



飲食店および食事の提供を伴う事業を行う者

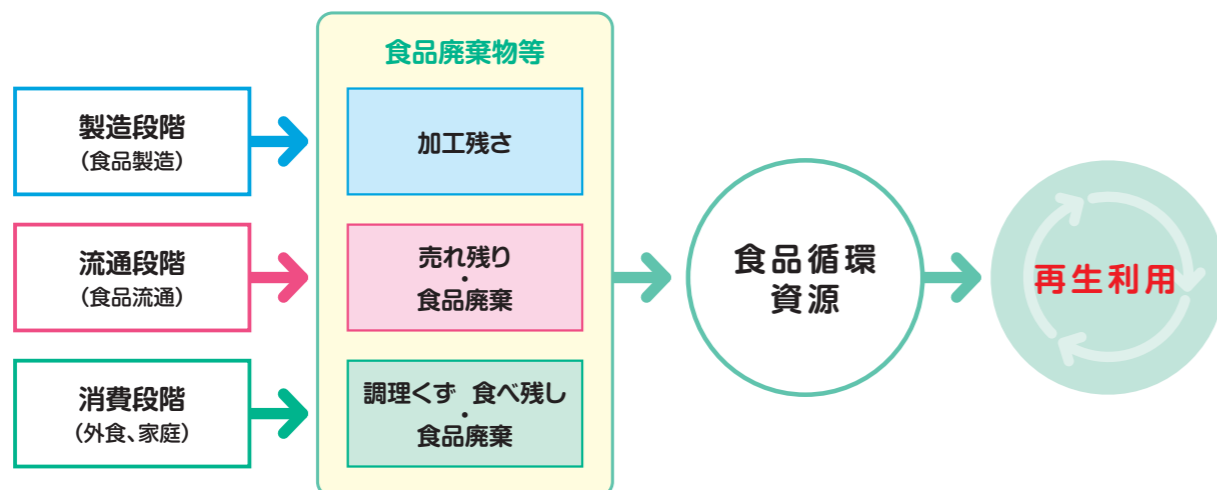
主な業者

食堂、レストラン、ホテル・旅館、結婚式場、ディナークルーズ船など

## これらが食品廃棄物等です

食品の製造や調理過程で生じる加工残さで食用に供することができないもの、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等が、食品廃棄物等です。

また、食品リサイクル法では、食品廃棄物等のうち飼料、肥料等に有効利用されるものを**食品循環資源**と呼ぶこととしています。

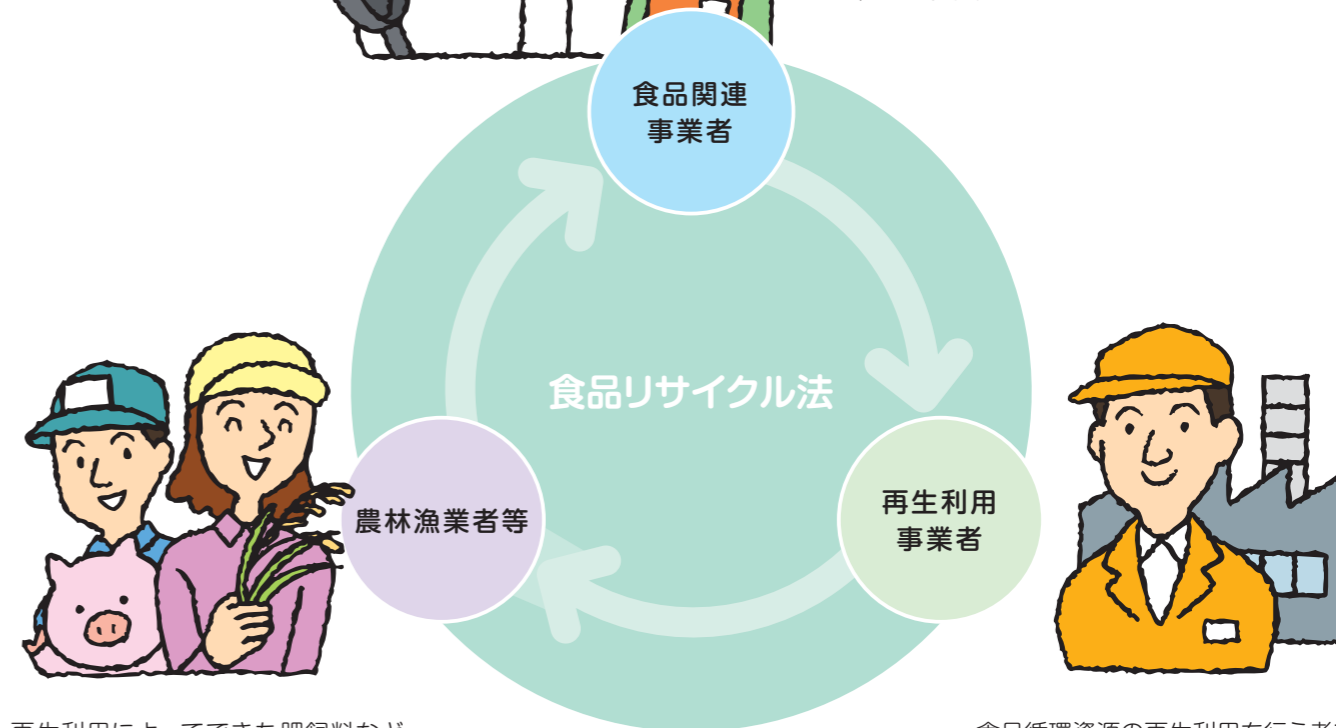


## 食品の再生利用を推進する関係者と役割

食品廃棄物等の排出者である食品関連事業者、肥飼料化等を行う再生利用事業者、その利用者の農林漁業者等の三者の連携により、食品循環資源の再生利用を推進します。



食品廃棄物等の排出者として、再生利用等の実施について中心的な役割を担っています。このため、計画的に再生利用等に取り組むことが求められています。



再生利用によってできた肥飼料などの利用に努めるとともに、それによってできた農畜水産物を食品関連事業者に供給して、生産と食料消費との間の資源循環を確保することが求められています。

食品循環資源の再生利用を行う者で、食品関連事業者と肥飼料などの利用者とは結びつける立場にあります。両者への適切な情報提供とともに、生活環境に配慮した活動が求められています。

# 発生を抑制する、再生利用する、熱回収する、減量するが 再生利用等に取り組むときの優先順位です。

まず、製造、流通、消費の各段階で食品廃棄物等そのものの発生を抑制する。次に、再資源化できるものは飼料や肥料などへの再生利用を行う。再生利用が困難な場合に限り熱回収をする。さらに、再生利用や熱回収ができない場合は脱水・乾燥などで減量して適正に処理がしやすいようにします。

また、食品関連事業者がこれらを実施するにあたっての基準が定められています。

## 発生を抑制する

製造や流通過程の工夫、消費のあり方の見直しなどによって、まずは、食品廃棄物等そのものの発生を抑制に取り組みます。



### 実施にあたって求められること

業種の特性や取引・販売の実態を踏まえた取組を行うことが求められます。

- 食品製造業は、不良品の発生率の低下、過剰納入の自粛、未使用原材料の有効利用に取り組む。
- 食品卸売業や食品小売業は、過剰な仕入や安易な返品抑制に努める。
- 食品小売業は、消費期限が近づいている商品の値引き販売など、食品が廃棄物にならないよう販売方法を工夫する。
- 外食産業は、メニュー、盛り付けの工夫、食べ残しがなかった場合にメリットを付与するなど、食べ残しの削減に積極的に取り組む。
- 全ての食品関連事業者は自らの取組をPRするなど消費者の理解の促進に努める。

\*ディスプレイを使って食品残さなどを粉砕して下水に流した場合は発生抑制となりません。

## 再生利用する

食品廃棄物等の中で再資源化できるものは飼料や肥料、油脂や油脂製品、メタン、**炭化製品（燃料および還元剤としての用途）、エタノール**の原材料として再生利用します。（再生利用は第三者に委託または譲渡して行うことも可能です）



### 実施にあたって求められること

食品廃棄物等の量、組成および需要などを十分に把握し、適切な再生利用の方法を選択します。

- 容器包装、食器、楊枝その他の異物や再生利用に適さない食品廃棄物を適切に分別して排出する。
- 飼料化**は、食品循環資源の成分やカロリーを有効に活用できる手段であり、飼料自給率の向上にも寄与するため、再生利用を行うにあたり**優先的に選択**することが重要である。飼料の安全性の確保には万全を期す。
- 肥料化**は、地域や市場での有機質肥料の需給状況や農業者の品質ニーズを踏まえつつ、利用先の確保を前提に実行する。

\*上記以外でも医薬品の材料、樹脂化なども再生利用として認められる場合がありますので、設備投資、業者との契約の前にお近くの農政局、農政事務所にご相談ください。

\***食品リサイクル**を受託する受け皿として、全国に141件(平成20年11月末現在)の大臣登録を受けた再生利用事業者がいます。事業者の一覧は下記のアドレスでご覧ください。  
[http://www.maff.go.jp/j/soushoku/recycle/syokuhin/pdf/tourouku\\_saisei\\_list.pdf](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/recycle/syokuhin/pdf/tourouku_saisei_list.pdf)

## 熱回収する

再生利用施設の立地条件や受入状況により、再生利用が困難な食品循環資源であって、メタンと同等以上の効率でエネルギーを回収できる場合に限り選択できます。（熱回収は第三者に委託または譲渡して行うことも可能です）



### 実施にあたって求められること

- 当該食品循環資源の再生利用が可能な施設が半径75km圏内になく、得られる熱または電気の量が1トン当たり160MJ以上（廃食用油等の場合は1トン当たり28,000MJ以上）である場合にのみ実施できる。
- 再生利用施設の立地状況や食品循環資源の性状、熱回収を行う施設の名称等を把握し記録する。

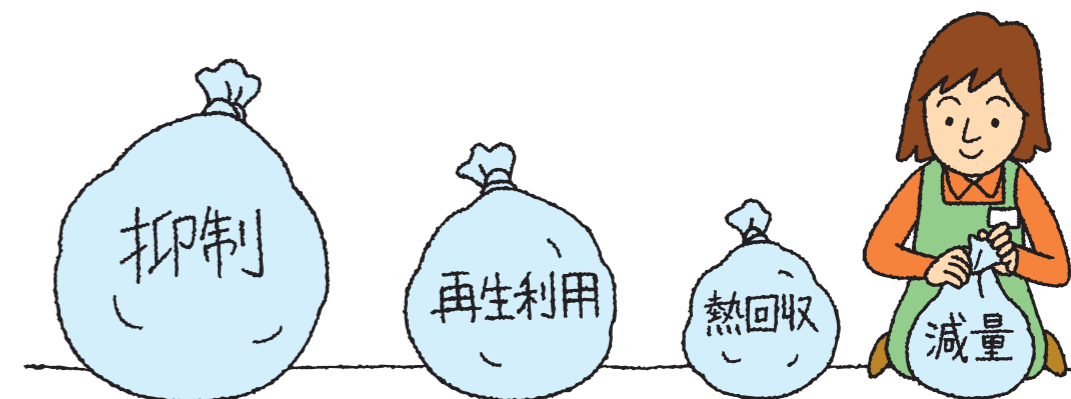
## 減量する

食品廃棄物等は水分を多く含み、腐敗しやすい性質があります。このため、再生利用や熱回収ができない場合は、脱水・乾燥・発酵・炭化により減量を行い、廃棄処分を容易にします。



### 実施にあたって求められること

- 排水の処理や臭気の漏れなど生活環境に影響がないよう処置する。
- 減量を行った後の残さは、廃棄物処理法に従った適正な処理をする。



## 再生利用に炭化製品とエタノールが追加されました。

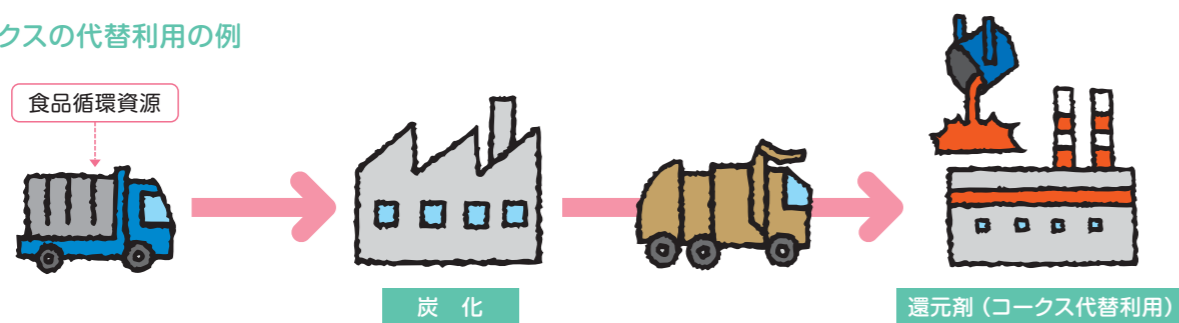
ポイント  
1

これまでの食品リサイクル法では「再生利用」について、飼料、肥料、油脂・油脂製品、メタンの4つの手法が認められていました。今回の法改正では、食品循環資源の再生利用をより促進するため、炭化製品（燃料および還元剤としての用途）とエタノールの2つが追加されました。

### 炭化製品（燃料および還元剤としての用途）

食品循環資源を炭化して製造される物質は、石炭の1/2から1/3程度の発熱量があり、燃料として利用することができます。また、酸化鉄等の酸化された物質から酸素を取り除く（還元する）性質があり、還元剤として利用することができます。

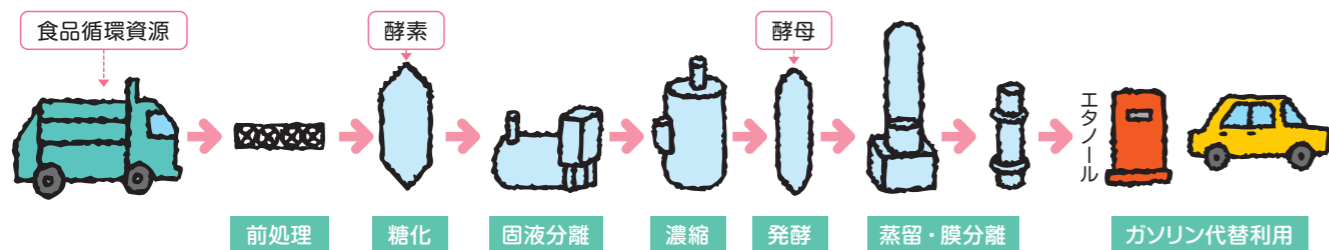
#### コークスの代替利用の例



### エタノール

食品循環資源から得られるエタノールは、主として自動車燃料として利用することができます。

#### 自動車燃料に利用の例 (ガソリン代替燃料)



### 再生利用の優先順位

再生利用を行うときは、飼料化を優先することが重要です。飼料化は食品循環資源のもつ成分や熱量（カロリー）を最も有効に活用できる手段であり、飼料自給率の向上にも寄与するためです。

飼料

肥料、油脂・油脂製品、メタン、炭化製品(燃料および還元剤)、エタノール

## 再生利用等に「熱回収」が加わりました。

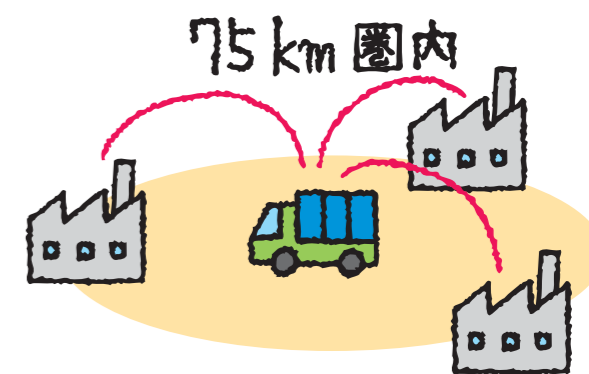
ポイント  
2

食品循環資源の再生利用が実施できない場合でも、資源として有効利用することは重要です。今回の法改正により、下記の2つの条件を満たす場合に限り「熱回収」を選択できるようになりました。

- ➔ 再生利用施設の立地条件や受入状況により、再生利用が著しく困難であること。
- ➔ メタンと同等以上の効率でエネルギーを回収できること。

### 立地条件や受入状況により、再生利用が困難である場合とは？

- 再生利用施設が半径75km圏内にない場合
- 半径75km圏内に施設はあるが、次のいずれかに該当する場合
  - ・ 食品循環資源の種類が、その施設で取り扱えない種類である場合
  - ・ 食品循環資源の性状（塩分濃度が高い、繊維分が多い等）から、その再生利用施設での受入が不可能な場合
  - ・ 処理能力からすべてを受け入れることができない場合

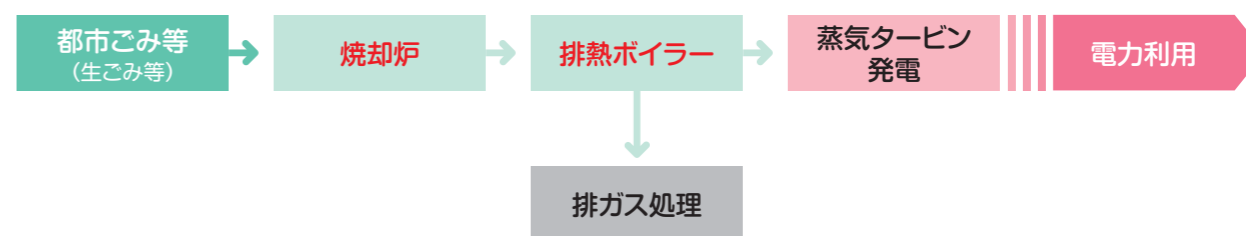


### メタンと同等以上のエネルギー効率とは？

- 食品循環資源のうち、廃食用油または同程度の発熱量（35MJ/kg以上）のあるもの場合は、1トン当たりの利用で得られる熱量が、28,000MJ以上であること
- 上記以外の食品循環資源の場合は、1トン当たりの利用で得られる熱またはその熱を変換して得られる電力量が、メタンと同等の160MJ以上であること



#### 廃棄物発電・熱利用システム



# 個々の食品関連事業者ごとに再生利用等の実施率 目標が設定されました。

ポイント  
**3**

食品関連事業者の再生利用等への取組に格差が生じている現状を踏まえ、個々の事業者の取組状況に応じた再生利用等の実施率目標（**基準実施率**といいます）が、新たに設定されました。

食品関連事業者は、毎年、その年度の再生利用等実施率が、食品関連事業者ごとに設定されたその年度の基準実施率を上回ることを、求められます。基準実施率は毎年アップします。

## 再生利用等実施率の計算式

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{その年度の（発生抑制量+再生利用量+熱回収量} \times 0.95^{\ast} + \text{減少量）}}{\text{その年度の（発生抑制量+発生量）}}$$

※熱回収量については、省令に定める「熱回収の基準」（P8参照）を満たす場合のみ算入できます。  
また、食品廃棄物の残さ（灰分に相当）率が5%程度であり、この部分は利用できないことを考慮して0.95を乗じています。

## 基準実施率の計算式

$$\text{基準実施率} = \text{前年度の基準実施率} + \text{前年度の基準実施率に応じた増加ポイント}$$

※平成20年度からスタート。平成19年度の基準実施率は、平成19年度の再生利用等実施率とします。  
※平成19年度の再生利用等実施率が20%未満の場合は、20%として基準実施率を計算します。（改正前の法律では平成18年度までに再生利用等の実施率の目標を20%としたことによります。）

前年度の基準実施率区分	増加ポイント
20%以上50%未満	2%
50%以上80%未満	1%
80%以上	維持向上

## 業種別の目標

法律の改正に伴い、業種別に再生利用等の実施率目標が設定されました。実施率目標は食品関連事業者に個別に義務づけるものではなく、それぞれの事業者が、判断基準省令に従い、食品循環資源の再生利用等に計画的に取り組んだ場合に、平成24年度までに、その業種全体での達成が見込まれる目標です。

業種別・再生利用等の  
実施率目標

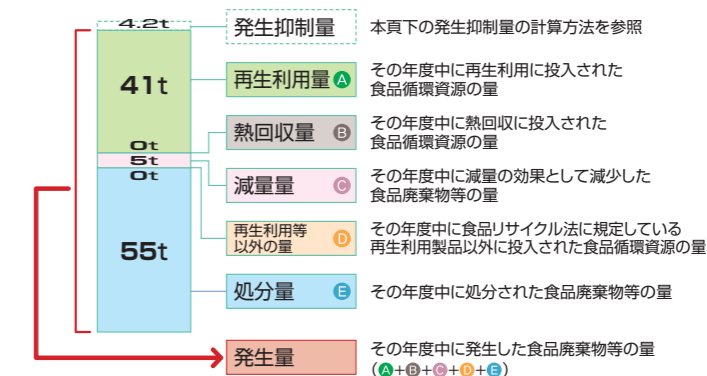
- 食品製造業 ▶ 85%
- 食品卸売業 ▶ 70%
- 食品小売業 ▶ 45%
- 外食産業 ▶ 40%

## 実際に再生利用等実施率を計算してみましょう。

下記の条件を仮定し、A事業者の平成20年度の再生利用等実施率を計算して、その年度の目標（基準実施率）が、達成されたかどうか、確かめてみます。

	平成19年度	平成20年度
食品廃棄物等の発生量	100トン	101トン
再生利用量	40トン	41トン
熱回収量	0トン	0トン
減少量	5トン	5トン
再生利用等以外の量	0トン	0トン
処分量	55トン	55トン
製造数量	400万個	420万個

●平成20年度の食品廃棄物等の発生量と発生抑制量



Step 1 まず、平成19年度の再生利用等実施率を計算します。

$$\text{平成19年度の再生利用等実施率} = \frac{\text{平成19年度の（再生利用量40トン+減少量5トン）}}{\text{平成19年度の発生量100トン}} = 45\%$$

Step 2 次に、平成19年度の再生利用等実施率を用いて、平成20年度の再生利用等の実施率目標となる基準実施率を計算します。

Step1で計算した平成19年度の再生利用等実施率が45%でしたので、平成20年度および以降の基準実施率は下記ようになります。

- 基準実施率 平成20年度 ▶ 45% + 2% = 47%
- 平成21年度 ▶ 47% + 2% = 49%
- 平成22年度 ▶ 49% + 2% = 51%
- 平成23年度 ▶ 51% + 1%\* = 52%
- 平成24年度 ▶ 52% + 1% = 53%

この基準実施率がA事業者の目標となります。  
A事業者は、毎年、その年度の基準実施率を上回る取組を行う必要があります。

※平成23年度は前年度の基準実施率が50%以上なので増加ポイントは1%になります（左頁の表を参照）。

Step 3 平成20年度の基準実施率の達成状況を確認します。

$$\text{平成20年度の再生利用等実施率} = \frac{\text{平成20年度の（発生抑制量4.2トン+再生利用量41トン+減少量5トン）}}{\text{平成20年度の（発生抑制量4.2トン+発生量101トン）}} = 47.7\%$$

平成20年度の再生利用等実施率 47.7% > 平成20年度の基準実施率 47% → A事業者は目標を達成したことになります。

## 発生抑制量の計算方法

平成19年度より発生抑制量の計算方法が右記のように統一されました。発生抑制量の計算にあたっては平成19年度が基準年度となります。

$$\text{その年度の発生抑制量} = \left( \frac{\text{平成19年度の発生原単位} - \text{その年度の発生原単位}}{\text{発生原単位}} \right) \times \text{その年度の売上高・製造数量等}$$

$$\text{発生原単位} = \frac{\text{発生量 (A)}}{\text{売上高・製造数量等 (B)}}$$

A = 食品廃棄物等の発生量  
B = 食品廃棄物等の発生量と密接に関係する数値(売上高・製造数量等)

$$\text{平成19年度の発生原単位} = \frac{100\text{トン}}{400\text{万個}} = 0.250\text{(トン/万個)} \quad \text{平成20年度の発生原単位} = \frac{101\text{トン}}{420\text{万個}} = 0.240\text{(トン/万個)}$$

※計算した発生抑制量が「マイナス」の場合は、発生抑制量は「ゼロ」になります。

$$\text{平成20年度の発生抑制量} = (0.250 - 0.240) \times 420\text{万個} = 4.2\text{トン}$$

# 食品廃棄物等多量発生事業者に定期報告義務が設けられました。

ポイント  
4

平成20年度の状況を平成21年4月～6月に報告します。

## 食品廃棄物等多量発生事業者とは？

食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者を**食品廃棄物等多量発生事業者**といます。食品廃棄物等多量発生事業者は、毎年度、主務大臣に、食品廃棄

物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが、義務付けられました。

## フランチャイズチェーンは一体的に取扱われます

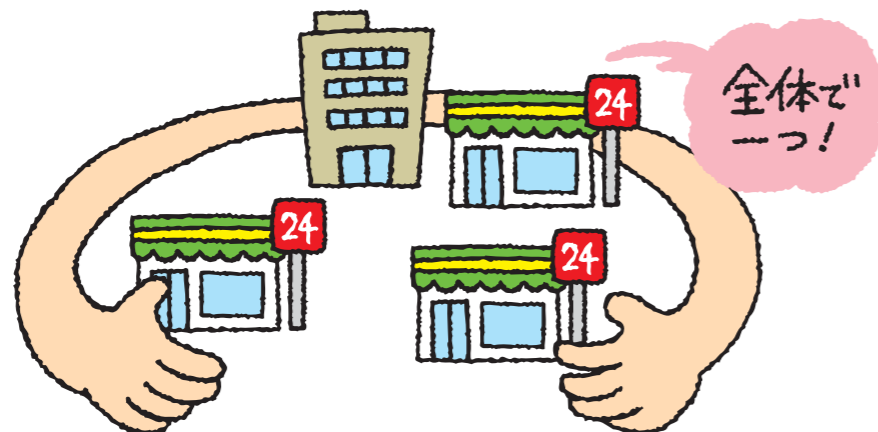
ポイント  
5

フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者で、約款に加盟者の食品廃棄物等の処理について定めがある場合は、チェーン全体で一つの事業者とみなし、加盟者の食品廃棄物等の発生量を含めて「食品廃棄物等多量発生事業者」であるかどうかを判定することになりました。

食品廃棄物等多量発生事業者に該当した場合、本部事業者

は、加盟者の食品廃棄物等の発生量および再生利用量の実施状況も含めて、定期報告を行うこととなります。

なお、対象とならないフランチャイズチェーン、ボランティアチェーンでも、本部事業者が加盟者に対して再生利用等の推進を要請するなど主導的役割を果たし、チェーン全体での取組を促進するよう努めなければなりません。



## 約款の定めとは、次のいずれかに該当することをいいます

- 食品廃棄物等の処理について、本部事業者が加盟者を指導または助言するとの定め
- 食品廃棄物等の処理について、本部事業者と加盟者が連携して取り組むとの定め
- 本部事業者と加盟者の間で締結した約款以外の契約書に①または②の定めが記載され、この契約を遵守するとの定め
- 本部事業者が定めた環境方針や行動規範に、①または②の定めが記載され、この環境方針や行動規範を遵守するとの定め
- 食品廃棄物等の処理について、食品リサイクル法にもとづき食品循環資源の再生利用等を推進するための措置を講ずることが記載された、本部事業者が定めたマニュアルを遵守するとの定め

## 定期報告の方法

- 毎年度6月末日までに、前年度の状況を報告します。
- 報告は、農林水産省宛に原則として電子申請で行います。書面で報告する場合は、農林水産大臣、環境大臣、および事業を所管する大臣宛に行いますが、農林水産大臣宛の報告には、報告書を保存したフロッピーディスクやCDなどの電子媒体の添付もお願いします。詳しくは下記ホームページをご覧ください。  
[http://www.maff.go.jp/j/soushoku/recycle/syokuhin/s\\_houkoku/index.html](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/recycle/syokuhin/s_houkoku/index.html)

## 定期報告の項目

- 食品廃棄物等の発生量
- 売上高、製造数量等の食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ数値
- 食品廃棄物等の発生原単位
- 食品廃棄物等の発生抑制の実施量
- 食品循環資源の再生利用の実施量
- 食品循環資源の熱回収の実施量
- 食品廃棄物等の減量の実施量
- 食品循環資源の再生利用等以外の実施量
- 食品廃棄物等の廃棄物としての処分の実施量
- 食品循環資源の再生利用等の実施率
- 食品循環資源の再生利用によって得られた特定肥料等の製造量および食品循環資源の熱回収で得られた熱量
- 判断の基準となるべき事項（判断基準省令記載事項）の遵守状況（チェック形式）
- その他の食品循環資源の再生利用等の促進のために実施した取組
- フランチャイズチェーンにあっては、約款の定めのうち左記のいずれかに該当するかの有無

## 受理した報告の運用

- 業種・業態ごとに整理し、各事業者の取組状況の評価に活用します。
- 優良事例は積極的に公表します。
- 公表に賛同いただいた企業の報告の一部は、整理してホームページ上で公表します。

## 定期報告義務違反と罰則

- 食品廃棄物等多量発生事業者が定期報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合は、**20万円以下**の罰金が科せられます。

### 定期報告書の様式（抜粋）

期記様式（第1条関係）

④定期年月日 年 月 日

定期報告書

農林水産大臣 宛  
環境大臣 宛

年 月 日

住 所

氏 名 印  
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）  
電話番号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者名	郵便番号	—
住所		
業種		
出第9条第2項に規定する事業の有無		
報告書作成責任者氏名		

表1 食品廃棄物等の発生量（①+②+③+④+⑤）

業種	発生量（t）	対前年度比（%）
合計		
発生量の把握方法		

表2 食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値（⑥）

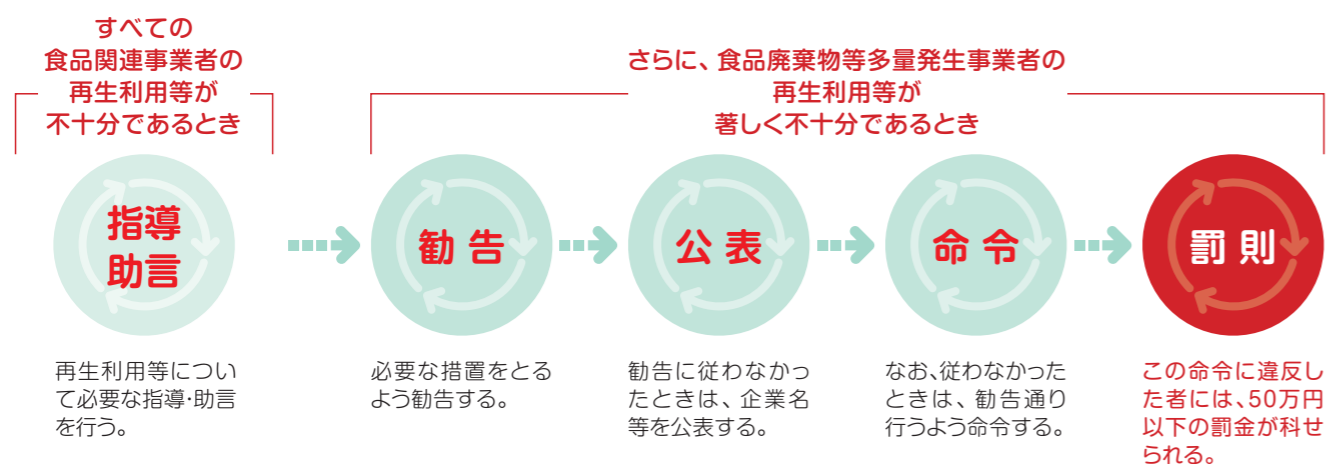
業種	売上高、製造数量等			対前年度比（%）
	名称	単位	値	
	名称	単位	値	
当該値を用いた理由				
前年度より当該値を変更した理由				

判断の基準となるべき事項	遵守状況
食品循環資源の再生利用等の実施の原則（食品循環資源の再生利用等の優先順位に関する事項）	
食品廃棄物等の発生抑制	
食品の製造又は加工の過程における原材料の使用の合理化を行うこと	
食品の流通の過程における食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善を行うこと	
食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための仕入れ及び販売の方法の工夫を行うこと	
食品の調理及び食事の提供の過程における調理残りを減少させるための調理方法の改善を行うこと	
食品の調理及び食事の提供の過程における食の残りを減少させるためのメニューの工夫を行うこと	
定規程りその他の食品廃棄物等の発生抑制ごとに定期的に発生量を計測し、その変動の状況の把握に努めること	
必要に応じて細分化した実施目標を定め、計画的な食品廃棄物等の発生抑制に努めること	
食品循環資源の管理の基準	
食品循環資源の再生利用等の実施の原則（食品循環資源の再生利用等の優先順位に関する事項）	

# 取組が不十分な食品廃棄物等多量発生事業者には、指導・勧告・公表・命令等を経て罰則が適用されます。

食品関連事業者が再生利用等に取り組むにあたっては、再生利用等の実施率目標など、取組にあたっての具体的な方向を示した「判断の基準となるべき事項」が定められています。

すべての食品関連事業者の再生利用等への取組が不十分な場合は、「判断の基準となるべき事項」を勘案して指導・助言が行われます。さらに、食品廃棄物等多量発生事業者においては、再生利用等への取組が基準に照らして著しく不十分な場合は、下記のような経過をへて罰則が適用されます。

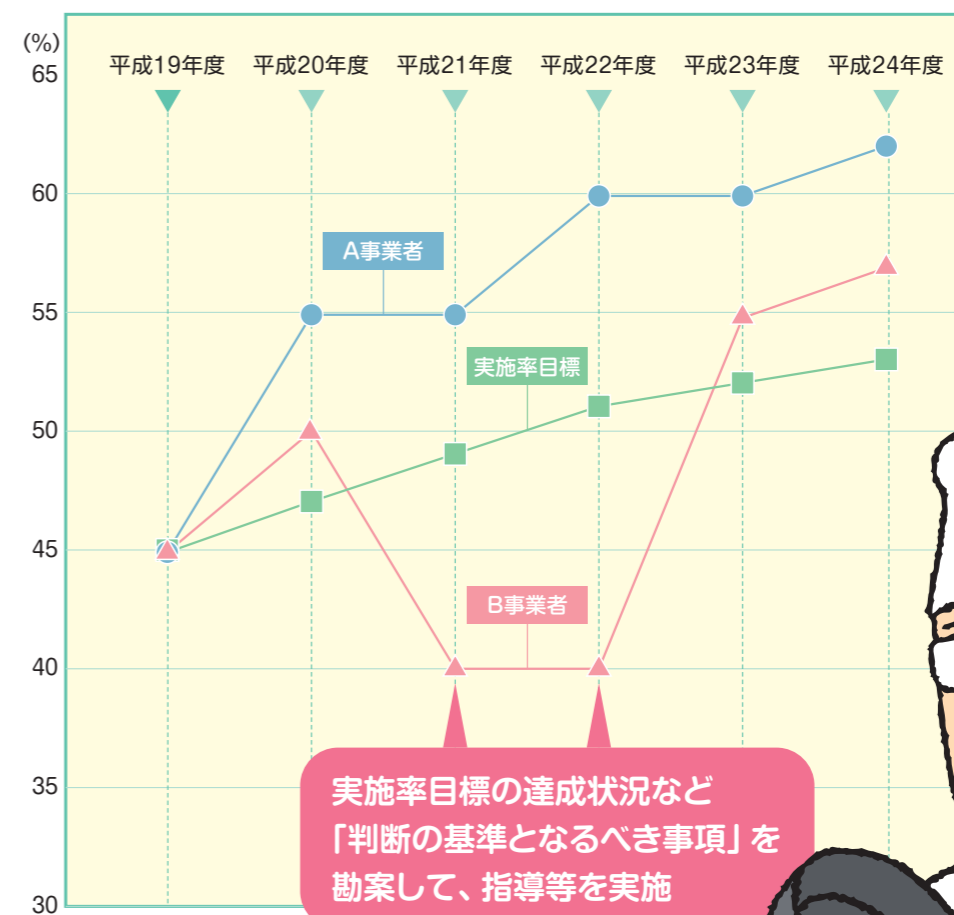


## 判断の基準となるべき事項

- 再生利用等の実施の原則
- 食品循環資源の熱回収
- 食品廃棄物等の発生の抑制
- 情報の提供
- 食品循環資源の管理の基準
- 食品廃棄物等の減量
- 食品廃棄物等の収集または運搬の基準
- 費用の低減
- 食品廃棄物等の収集または運搬の委託の基準
- 加盟者における食品循環資源の再生利用等の促進
- 再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準
- 教育訓練
- 再生利用に係る特定肥飼料等の製造の委託および食品循環資源の譲渡の基準
- 再生利用等の実施状況の把握および管理体制の整備

## 再生利用等実施率目標の達成状況と指導等の実施

	基準年度	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	増加率 (24年度-19年度)
実施率目標	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
実施率目標	45	47	49	51	52	53	8
A事業者	45	55	55	60	60	62	17
B事業者	45	50	40	40	55	57	12



# 食品関連事業者の取組を円滑にするため、再生利用事業計画の認定制度が見直されました。

再生利用事業計画の認定制度は、食品廃棄物等の排出者（食品関連事業者）、特定肥飼料等の製造業者（再生利用事業者）およびその利用者（農林漁業者等）が、共同して再生利用についての計画を作成し、認定を受ける制度です。認定されると、廃棄物処理法や肥料取締法・飼料安全法の特例が認められます。

## 法改正により、認定を受けると一般廃棄物収集運搬業の許可が不要になります

今回の法改正では、食品関連事業者が排出した食品廃棄物由来の肥飼料により生産された農畜水産物等（**特定農畜水産物等**）を食品関連事業者が引き取るまでの再生利用事業計画を作成し、認定を受けた場合、認定計画に従って行う食品循環資源の収集運搬については、廃棄物処理法にもとづく一般廃棄物収集運搬業の許可が不要（荷積み地・荷卸し地（積み替え保管を含む）での市町村からの

業許可が不要）になりました。これにより、食品関連事業者は食品循環資源を市町村の区域を越えて広域的に収集することができ、低コストで効率的な再生利用の取組を行うことが可能となりました。

肥料取締法・飼料安全法の特例：製造、販売等の届出を重ねて行うことは不要になります。

## 一定量の引き取り（食品リサイクル・ループの完結）が認定の要件になりました

認定制度の見直しにより2つの要件が追加されました。

### 認定の要件

- 基本方針に照らして適切、かつ基準に適合すること
- 肥飼料化等の事業を確実に実施できると認められること
- 再生利用により得られた肥飼料等の製造量に見合う利用の確保が確実であること
- 特定農畜水産物等のうち省令で定められた量に見合う利用<sup>※1</sup>の確保が確実であること（追加）
- 食品循環資源の収集運搬を行う者および施設が省令で定める基準<sup>※2</sup>に適合すること（追加）

※1 定められた量に見合う利用量（引取量）の計算式はP17を参照。

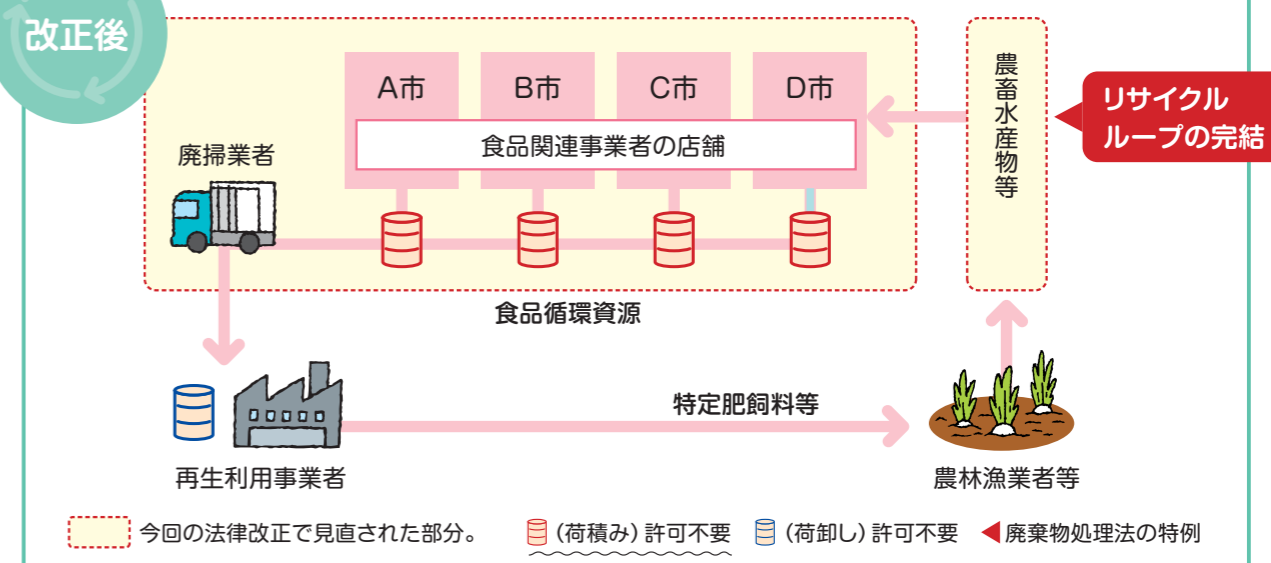
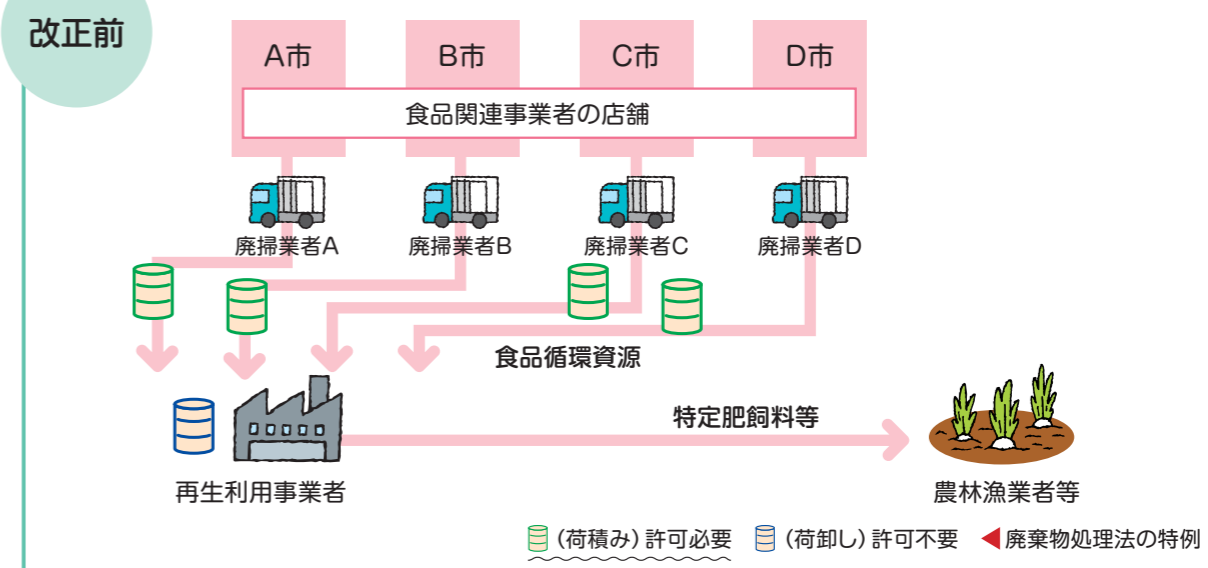
※2 収集運搬を行う者および施設の基準はP21のQ&Aを参照。

※計画の作成および認定は義務付けではなく任意の制度です。



食品リサイクル・ループ

## 法改正で、市町村を越えた広域的な収集運搬が可能になりました。



## 廃棄物処理法の特例を認められた廃掃業者は、廃棄物処理法の適用を受けます。

認定計画に従って行う食品循環資源の収集運搬については、廃棄物処理法にもとづく一般廃棄物収集運搬業の許可は不要ですが、廃棄物処理法にもとづく一般廃棄物収集運搬業者とみなされますので、不法

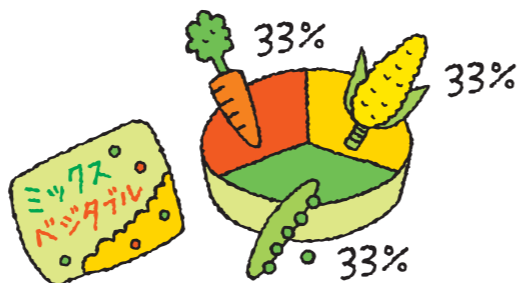
行為に対する罰則の適用を含め、「一般廃棄物処理基準に従う義務」、「帳簿の記載および保存の義務」、「市町村長による改善命令」等の規制の対象になります。

# 再生利用事業計画にもとづく、食品関連事業者の特定農畜水産物等の引取量を計算します。

## 特定農畜水産物等とは何ですか？

特定農畜水産物等とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物。
- 農畜水産物を原材料として製造された食品で、使用された農畜水産物うち特定農畜水産物等の重量割合が、50%以上のもの。



<例> 冷凍ミックスベジタブル

原材料 にんじん：とうもろこし：グリーンピース=1:1:1

特定肥飼料等を利用した原材料が

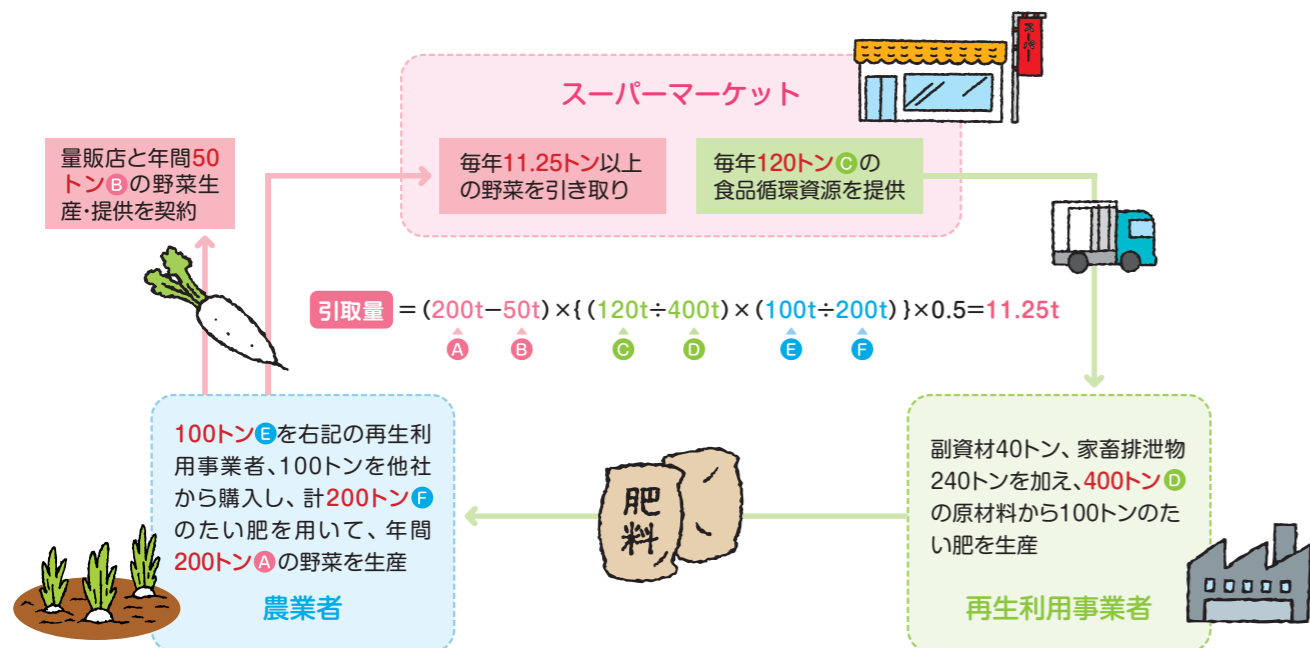
にんじんのみの場合	重量割合が33%なので特定農畜水産物等に該当しない。
にんじん+とうもろこしの場合	66%なので特定農畜水産物等に該当します。

## 食品関連事業者の引取量の計算式

再生利用事業計画にもとづき、食品関連事業者が引き取る特定農畜水産物等は下記の式で計算します。  
各段階で他からの流入出がなければ、引取量は特定農畜水産物等の50%になります。

$$\text{特定農畜水産物等の引取量} = (A - B) \times \left\{ \left( \frac{C}{D} \right) \times \left( \frac{E}{F} \right) \right\} \times 0.5$$

- |                                  |                            |
|----------------------------------|----------------------------|
| A 計画にもとづき、農林漁業者等が生産する特定農畜水産物等の量  | D 特定肥飼料等の製造に使用される原材料の総量    |
| B Aのうち、農林漁業者等がすでに計画外で販売先を確保している量 | E 特定農畜水産物等の生産に使用する特定肥飼料等の量 |
| C 特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源の量        | F 特定農畜水産物等の生産に使用する肥飼料等の総量  |



## 登録再生利用事業者制度

食品リサイクル法では、食品関連事業者が食品循環資源の再生利用に取り組むときに、より実施しやすい環境を整えるためにいくつかの制度を設けています。登録再生利用事業者制度もその一つで、優良な

再生利用事業者を育成することを目的として、再生利用事業を的確に実施できる一定の要件を満たすものを、登録する制度です。

### 登録の要件

- 肥飼料化等の事業内容が、生活環境の保全上支障がないものであること
- 施設の種類や規模が、事業を効率的に実施するに足りるものであること（食品循環資源の処理能力5トン以上/日）
- 事業実施に十分な経理的基礎があること



### 登録された場合のメリット

- |             |   |
|-------------|---|
| 食品関連事業者にとって | ● 優良な再生利用事業者の選択が容易になります。  |
| 再生利用事業者にとって | ● 登録されることにより、受託先の拡大等が期待できます。<br>● 肥料取締法・飼料安全法の特例が受けられます。製造、販売等の届出を重ねて行うことは不要になります。<br>● 廃棄物処理法の特例が受けられます。荷卸し地における一般廃棄物の運搬にかかる業許可が不要になります。（荷積み地における市町村からの業許可は必要） |

※登録制度は任意の制度です。登録を受けない方も再生利用事業を行うことは可能です。

# 食品リサイクル法の食品廃棄物、再生利用製品、熱回収及び定期報告に関するQ&A

## Q 1 → まずは何から始めればよいのですか？

- A 1 →
- まず、現在どのような食品廃棄物がどれくらいの量でているのか調べてください(把握)。
  - 再生利用等の優先順位を踏まえ、自社にとってどのような取り組みが可能か検討してください(検討)。
  - その方法を試しにやってみてください(試行)。
  - このように企業の実態を踏まえながら、最もよい方法を実行してください(実行)。

〔発生量をつかむ〕

例えば

- 食品廃棄物がポリバケツ1杯あたりどれくらいの重さかをつかむ。
- 1日にポリバケツで何杯発生するかをつかむ。

$$\left( \begin{array}{c} \text{kg} \\ \text{kg} \\ \dots \end{array} + \dots \right) \times \text{実働日数}$$

## Q 2 → 食品リサイクル法における食品廃棄物等の範囲を教えてください

- A 2 →
- 食品廃棄物等の範囲については、廃棄物処理法に定められた廃棄物とその大部分を占めますが、飼料等の原料として有償で取引されるものについても、食品廃棄物等の範囲には含まれます。
  - また、固形状のものには限定しておらず、食品製造業、飲食店等から排出される廃食用油や飲料等の液状物についても、食品廃棄物等の範囲に含まれます。
  - なお、煮汁、飲料等については、事業所内において排水処理され、廃棄物として事業場外に排出されない部分については、食品廃棄物等の発生量の算出にあたって、事後的にこれを除外するべきと考えられます。

## Q 3 → 再生利用の手法として追加された「炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤」とはどのようなものですか

- A 3 →
- 炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤については、食品循環資源を炭化して製造される物質を燃料及び還元剤として利用する場合が該当することとなります。  
このため、炭化して製造される物質を、燃料や還元剤として利用せず、土壌改良剤や消臭剤、吸湿剤等として利用する行為は再生利用には該当しません。
  - なお、食品関連事業者が自ら食品廃棄物等を炭化して製造される物質を製造し、燃料及び還元剤として利用せず、廃棄物として適正処理した場合は、単に食品廃棄物等の量を減少したのみと考えられ、再生利用ではなく、減量と位置づけられます。

## Q 4 → 食品リサイクル法における「熱回収」とはどのようなものですか

- A 4 →
- 再生利用施設の立地状況(半径75km圏内に施設がない等)又は受入状況上の問題から再生利用が困難な食品循環資源については、メタンと同等以上でエネルギーを利用できる場合に限り、食品循環資源の焼却によって得られる熱を熱のまま又は電気に変換して熱回収を行うことが認められています。  
熱回収が認められる要件については、このパンフレットのP8をご覧ください。

## Q 5 → 定期報告義務の対象となる食品廃棄物等多量発生事業者であるか否かはどのように判断するのですか

- A 5 →
- 食品廃棄物等多量発生事業者は、定期報告を行う年度の前年度に生じた食品廃棄物等の発生量が100トン以上である者をいいます。
  - 定期報告は、平成20年度の食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の状況等について、平成21年度から求めることとしていることから、平成20年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者が対象となります。
  - また、発生量が100トンを超えているか否かの判断は、原則として各食品関連事業者が食品廃棄物等の発生量の記録に基づいて行うこととなります。

## Q 6 → 定期報告の報告時期、報告の方法、報告先について教えてください

- A 6 →
- 食品廃棄物等多量発生事業者は、毎年度6月末日までに、定期報告省令に定められた報告事項を定められた様式に整理の上、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣に報告してください。
  - なお、インターネットを活用した報告を行う場合は、農林水産省ホームページより様式を取得し、必要事項を入力後、農林水産省本省に報告のみでもかまいません。  
定期報告の方法や項目については、このパンフレットのP12をご覧ください。

## Q 7 → 雑居ビルや百貨店から出る食品廃棄物等はどのように扱われるのでしょうか

- A 7 →
- 百貨店や雑居ビルから発生する食品廃棄物等については、個別に百貨店とテナントの関係等の事業形態を踏まえる必要がありますが、原則としては、
    - ・各テナントが行う食品小売などの事業活動に係る食品廃棄物等は、各テナントから排出されたもの。
    - ・百貨店本体が行う食品小売などの事業活動に係る食品廃棄物等は、百貨店本体から排出されたものとなります。
  - このことから、各テナントが食品廃棄物等多量発生事業者となれば、各テナントが定期報告を行うこととなります。いずれにしても、事業形態等から個別具体的に判断することが必要となりますが、法律上の義務の有無に係わらず、可能な限り再生利用等への取組を行っていくことが望まれます。

# 再生利用事業計画の認定制度の見直しに関するQ & A

## Q 8 → 認定の要件となる「収集運搬を行う者」の基準について教えてください

- A 8 → 「収集運搬を行う者」の基準は、次のとおりです。
- 収集運搬を的確に行うことができる知識と技能があること。
  - 収集運搬を的確に、かつ継続して行える経理的基礎があること。
  - 廃棄物処理法に規定する欠格要件に該当しないこと。
  - 生活環境の保全を目的とする法令に基づく不利益処分を受けた日から5年を経過しない者に該当しないこと。
  - 食品循環資源が産業廃棄物に該当する場合、廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を受けていること。
  - 食品循環資源の収集運搬を自ら行う者であること。

## Q 9 → 認定の要件となる「収集運搬施設」の基準について教えてください

- A 9 → 「収集運搬施設」の基準は、次のとおりです。
- 食品循環資源が飛散、流出し、また、悪臭が漏れるおそれのない運搬施設(車両を含む)があること。
  - 積替施設においては、食品循環資源が飛散、流出し、また地下に浸透し、さらに、悪臭が発散しないような措置が講じられた施設であること。
  - 危害原因物質の混入防止のための措置が講じられた施設であること。(専用運搬容器や専用車等の専用設備等)
  - 温度管理その他の品質管理のための措置が講じられた施設であること。(保冷が必要なもの場合には保冷車又は保冷库)

## Q 10 → 再生利用事業計画に参加する食品関連事業者は複数でも良いのですか

- A 10 → 食品循環資源を排出する事業者が、特定農畜水産物等を利用できない業種であったり、利用すべき量に限りがあるなど、単独事業者では特定農畜水産物等の利用に制約があることも想定されます。リサイクル・ループの完結に必要であれば、食品関連事業者は単独、複数を問わず申請することができます。

## Q 11 → 再生利用事業計画の認定申請の手続きなど、どこかに相談できますか

- A 11 → ● 再生利用事業計画の認定制度に関心のある方は、農林水産省食品産業企画課食品環境対策室、または各地方農政局にご相談ください。  
相談先の住所及び電話番号等は裏表紙をご覧ください。

## Q 12 → 再生利用事業計画を申請するとき、法改正で新たに加わった書類を教えてください

- A 12 → 以下の書類が新たに加わりました。
- 食品循環資源の収集運搬を行う者および収集運搬の施設が一定の基準に適合していることを証明する書類。
  - 食品循環資源を排出する事業場から特定肥飼料等製造施設への収集運搬に関する計画書  
具体的には、
    - ・ 食品循環資源の収集範囲(収集先市町村名) ・ 特定肥飼料等製造施設に搬入を行う時間帯
    - ・ 搬入を行う食品循環資源の見込量 等
  - 食品循環資源が一般廃棄物および産業廃棄物に該当する場合、特定肥飼料等製造業者が廃棄物処理法の規定に基づく処分業の許可を得ていることを証明する書類(許可証の写し等)

## Q 13 → 法改正で、申請書にはどのような項目が追加されたのですか

- A 13 → 以下の項目が追加されました。
- 特定肥飼料等の種類ごとの製造量
  - 特定肥飼料等の製造に使用される原材料量(食品循環資源とそれ以外の原材料)
  - 特定農畜水産物等の種類、生産量および当該特定農畜産物等を利用する食品関連事業者ごとの利用量
  - 特定農畜水産物等の生産および販売の開始年月日
  - 特定農畜水産物等の生産での特定肥飼料等の使用量とそれ以外の肥飼料の使用総量

■お問い合わせ先 農林水産省・地方農政局・地方農政事務所等

農林水産省 総合食料局 食品産業企画課 食品環境対策室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL.03-3502-8111(内線)4140 FAX.03-3508-2417

北海道農政事務所農政推進課 〒060-0004 札幌市中央区北四条西17-19-6

TEL.011-642-5410 FAX.011-642-5509

東北農政局 生産経営流通部食品課 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1(仙台合同庁舎)

TEL.022-263-1111(内線)4337 FAX.022-217-4180

青森農政事務所農政推進課 〒030-0802 青森市本町2-10-4 TEL.017-775-2151

山形農政事務所農政推進課 〒990-0023 山形市松波1-3-7 TEL.023-622-7231

岩手農政事務所農政推進課 〒020-0013 盛岡市愛宕町13-33 TEL.019-624-1125

福島農政事務所農政推進課 〒960-8107 福島市浜田町1-9 TEL.024-534-4145

秋田農政事務所農政推進課 〒010-0951 秋田市山王7-1-5 TEL.018-862-5611

関東農政局 生産経営流通部食品課 〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1(さいたま新都心合同庁舎2号館)

TEL.048-600-0600(内線)3139 FAX.048-740-0081

茨城農政事務所農政推進課 〒310-0061 水戸市北見町1-9 TEL.029-221-2188

神奈川農政事務所農政推進課 〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57 TEL.045-211-7175  
(横浜第2合同庁舎)

栃木農政事務所農政推進課 〒320-0806 宇都宮市中央2-1-16 TEL.028-633-3315

山梨農政事務所農政推進課 〒400-0031 甲府市丸の内3-5-9 TEL.055-226-6611

群馬農政事務所農政推進課 〒371-0025 前橋市紅雲町1-2-2 TEL.027-221-1416

長野農政事務所農政推進課 〒380-0846 長野市旭町1108 TEL.026-233-2500  
(長野第2合同庁舎)

千葉農政事務所農政推進課 〒260-0014 千葉市中央区本千葉町10-18 TEL.043-224-5617

東京農政事務所農政推進課 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-3 TEL.03-3214-7321  
(大手町合同庁舎3号館)

静岡農政事務所農政推進課 〒420-8618 静岡市葵区東草深町7-18 TEL.054-246-6211

北陸農政局 生産経営流通部食品課 〒920-8566 金沢市広坂2-2-60(金沢広坂合同庁舎)

TEL.076-263-2161(内線)3397 FAX.076-232-5824

新潟農政事務所農政推進課 〒951-8035 新潟市中央区船場町2-3435-1 TEL.025-228-5211

福井農政事務所農政推進課 〒918-8555 福井市つくも2-11-21 TEL.0776-36-1790

富山農政事務所農政推進課 〒930-0048 富山市白銀町8-9 TEL.076-421-6104

東海農政局 生産経営流通部食品課 〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL.052-201-7271(内線)2349 FAX.052-219-2670

岐阜農政事務所農政推進課 〒500-8288 岐阜市中鵜2-26 TEL.058-271-4044

三重農政事務所農政推進課 〒514-0006 津市広明町415-1 TEL.059-228-3151

近畿農政局 生産経営流通部食品課 〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町 TEL.075-451-9161(内線)2391 FAX.075-414-7345

滋賀農政事務所農政推進課 〒520-0806 大津市打出浜3-49 TEL.077-522-4261

奈良農政事務所農政推進課 〒630-8307 奈良市西紀寺町13 TEL.0742-23-1281

大阪農政事務所農政推進課 〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-44 TEL.06-6943-9691  
(大阪合同庁舎1号館6階)

和歌山農政事務所農政推進課 〒640-8143 和歌山市二番丁2 TEL.073-436-3832  
(和歌山地方合同庁舎5階)

兵庫農政事務所農政推進課 〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 TEL.078-331-9951  
(神戸地方合同庁舎4階)

中国四国農政局 生産経営流通部食品課 〒700-8532 岡山市下石井1-4-1(岡山第2合同庁舎)

TEL.086-224-4511(内線)2152 FAX.086-232-7225

鳥取農政事務所農政推進課 〒680-0845 鳥取市富安2-89-4 TEL.0857-22-3131  
(鳥取第1地方合同庁舎)

徳島農政事務所農政推進課 〒770-0943 徳島市中昭和町2-32 TEL.088-622-6132

島根農政事務所農政推進課 〒690-0001 松江市東朝日町192 TEL.0852-24-7311

香川農政事務所農政推進課 〒760-0018 高松市天神前3-5 TEL.087-831-8151

広島農政事務所農政推進課 〒732-0803 広島市南区南蟹屋2-1-21 TEL.082-281-2111

愛媛農政事務所農政推進課 〒790-8519 松山市宮田町188 TEL.089-932-1177  
(松山地方合同庁舎)

山口農政事務所農政推進課 〒753-0042 山口市惣大夫町3-8 TEL.083-922-5404

高知農政事務所農政推進課 〒780-0056 高知市北本町1-8-11 TEL.088-875-2151

九州農政局 生産経営流通部食品課 〒860-8527 熊本市二の丸1-2(熊本合同庁舎) TEL.096-353-3561(内線)4286 FAX.096-324-1439

福岡農政事務所農政推進課 〒812-0018 福岡市博多区住吉3-17-21 TEL.092-281-8261

大分農政事務所農政推進課 〒870-0047 大分市中島西1-2-28 TEL.097-532-6131

佐賀農政事務所農政推進課 〒840-0803 佐賀市栄町3-51 TEL.0952-23-3131

宮崎農政事務所農政推進課 〒880-0801 宮崎市老松2-3-17 TEL.0985-22-3181

長崎農政事務所農政推進課 〒852-8106 長崎市岩川町16-16 TEL.095-845-7121  
(長崎地方合同庁舎)

鹿児島農政事務所農政推進課 〒892-0817 鹿児島市小川町3-64 TEL.099-222-0121

内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部食料流通課 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1(那覇第2地方合同庁舎2号館) TEL.098-866-1673 FAX.098-860-1179

食品リサイクル法の法令等については、農林水産省ホームページ [http://www.maff.go.jp/j/soushoku/recycle/syokuhin/s\\_hourei/index.html](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/recycle/syokuhin/s_hourei/index.html) でご覧いただけます。

企画制作／平成21年2月 財団法人 食品産業センター 〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル

TEL.03-3224-2380 FAX.03-3224-2398

ホームページアドレス <http://www.shokusan.or.jp/kankyo/>

本誌は再生紙を利用しています。